

復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理

平成 30 年 12 月 18 日

復 興 庁

東日本大震災の発災と東京電力福島第一原子力発電所の事故から 7 年 9 か月が経過し、復興・創生期間の終了（2020 年度末）まであと 2 年強となった。この間、復興庁はできることは全てやり遂げるという気概を持ち、被災地の復興に全力で取り組んできた。

地震・津波被災地域の復興の総仕上げと原子力災害被災地域の本格的な復興・再生に向け、復興・創生期間内に復興事業を加速化するための課題の整理や、復興・創生期間後も必要な取組等について、検討を進める必要がある。

そのため、今般、被災 5 県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）に対して、復興事業の進捗状況、復興・創生期間後も継続要望がある復興事業の調査を実施した。

調査を踏まえた課題を整理すると、当面以下のとおりであり、引き続き、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、復興・創生期間後も対応が必要な事業を整理し、支援のあり方について検討を進める。

あわせて、今年度中に「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 28 年 3 月 11 日閣議決定）を見直すこととし、その中で、復興・創生期間後の復興の進め方について、後継組織のあり方も含め、一定の方向性を示すこととする。

1. 地震・津波被災地域

被災5県の地震・津波被災地域では、被災事業者のハード面の整備も含め、生活インフラの復旧はほぼ完了し、住まいの再建も今年度で概ね完成する見込みであることが確認された。また、販路回復や企業立地の取組等により、被災地では事業の復旧や商業施設の整備など、産業・生業の再生は着実に進展し、復興の総仕上げの段階を迎える。

今後は、復興事業により強化されたインフラ基盤に加え、復興期間を通じて培ってきた企業・大学・NPO等多様な主体との結びつきやノウハウを最大限活かしつつ、地方創生の施策をはじめとする政府全体の施策を活用し、持続可能な地域社会を創り上げていくことが重要である。

一方で、被災地方公共団体の要望や過去の大規模災害の例を踏まえ、被災者の見守りや心のケア、コミュニティの形成、被災した児童生徒等への支援などについて、復興・創生期間後も一定期間対応が必要と考えられる。

こうした課題について、地域の実情をきめ細かく把握しつつ、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、復興・創生期間後も対応が必要な事業を整理し、支援のあり方を検討していく。

今般の調査において、被災地方公共団体から、復興・創生期間後にも継続が必要であるとの要望が出されている主な事業は、以下のとおりである。

➤ ハード事業

復興・創生期間内にほとんどの事業は完了する見通しとなっているが、一部の事業については、用地取得、関連工事との調整等に時間を要したことにより、完成がずれ込む可能性があることから、完了までの支援を継続することが必要であるとの要望がある。

引き続き、個別の工事箇所ごとに進捗管理を徹底することなどにより、復興・創生期間内の完工を目指すことが重要である。

➤ 心のケア等の被災者支援

住まいの再建は復興・創生期間内に完了するものの、復興・創生期間の終盤に再建される地区のコミュニティ形成、高齢者等の心身のケア、見守り・生活相談等に対する支援について、一定期間継続が必要であるとの要望がある。

➤ 被災した児童生徒等に対する支援

復興・創生期間後も、家族や住居を失い心のケア等の支援が必要な児童生徒が一定数就学している学校が残る可能性があり、特別な教員加配、スクールカウンセラーの配置等に対する支援について、一定期間継続が必要であるとの要望がある。

➤ 住まい

一部地域の応急仮設住宅は最終年度に解消されるため、応急仮設住宅の撤去、被災者生活再建支援金の支給等が復興・創生期間

後にずれ込む可能性があることから、支給対象者等に対して適切な対応をとることが必要であるとの要望がある。

引き続き、可能な限り復興・創生期間内に被災者の安定した住まいの確保が完了するよう、完成済の災害公営住宅への住み替えの丁寧な働きかけ、支給対象者への周知を図ることが重要である。

また、災害公営住宅の家賃低廉化事業・特別家賃低減事業は、法令等により一定の支援期間が定められていることから、復興・創生期間後も引き続き支援が必要であるとの要望がある。

➤ 産業・生業

復旧に必要な土地造成が最終年度に完成する地区等において、産業復興の途上にあることを理由として、中小企業等グループの再建支援や企業立地補助金の申請・運用期限の延長が必要であるとの要望がある。

引き続き、土地造成を加速化するとともに、速やかな申請に向けた周知を図ることが重要である。

➤ 震災復興特別交付税

復興・創生期間後に残る事業に対応するための人材確保対策（職員の派遣、任期付職員の採用等）に係る支援や産業復興・生活再建のために措置してきた地方税法・復興特区法等の法律に基づく減収補てんなどについて、一定期間継続が必要であるとの要望がある。

- 地震・津波被災地域においても、風評被害対策等の原子力災害に起因する事業については対応が必要との要望がある。

2. 原子力災害被災地域

福島の原子力災害被災地域においては、帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示が解除され、小中学校が再開し、新たな高校が設置されるなど、本格的な復興・再生に向けて生活環境の整備が進むとともに、福島相双復興官民合同チームの支援等により、事業者・農林漁業者の再建に向けた動きも現れてきている。帰還困難区域についても、6町村において特定復興再生拠点の整備が始まり、避難指示の解除に向けた取組が進展している。一方、帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に全てを避難指示解除し、復興・創生に責任を持って取り組むとの決意の下、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、一日も早い復興を目指して取り組むこととしている。また、廃炉・汚染水対策について、国が前面に立って、中長期ロードマップを踏まえ、安全かつ着実に進めていく。さらに、中間貯蔵施設については、用地取得、施設整備、除去土壌等の輸送を進めていくとともに、県外最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用等の取組を進める。

以上から、福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して、国が前面に立って取り組む。

こうした中で、帰還促進のための環境整備、福島イノベーション・コスト構想を軸とした産業集積、事業者・農林漁業者の再建、風評払拭・リスクコミュニケーションなどについて、復興・創生期間後も対応が必要と考えられる。

こうした課題について、それぞれの地域の実情や特殊性（中間貯蔵の受入等）をきめ細かく把握しつつ、復興施策の進捗状況の違いや効果検証等を踏まえ、復興・創生期間後も対応が必要な事業を整理し、支援のあり方を検討していく。

今般の調査において、被災地方公共団体から、復興・創生期間後にも継続が必要であるとの要望が出されている主な事業は、地震・津波被災地域と共通する事業のほか、以下のとおりである。

なお、下記以外に、特定復興再生拠点外の避難指示解除に向けた必要な事業など、復興・創生期間後に将来的な必要性が見込まれる事業についての要望も出されている。

➤ 帰還促進・生活再建

住民の帰還や移住の促進のため、魅力あるまちづくり・コミュニティ形成や、買い物・教育・医療・介護・福祉・交通・防犯・鳥獣害対策等の生活再開に必要な環境整備に対する支援をハード・ソフトの両面から行うこと必要であるとの要望がある。また、医療・介護保険等の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免の継続も必要であるとの要望がある。

避難指示区域に居住されていた方をはじめ、避難生活が長期化

している方々については、引き続き、心身のケア、見守り、生活・健康相談、個人線量管理等に対する支援体制の継続が必要であるとの要望がある。

また、いじめの防止を含め、避難先の学校や再開した学校に通う被災児童生徒に対する心のケアにきめ細かく対応することが必要であるとの要望がある。

▶ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積

浜通り地域等において、進出企業と地元企業が連携して産業集積を図り、持続的・自立的な産業発展を実現するための環境整備に対する支援を継続することが必要であるとの要望がある。具体的には、廃炉・ロボット・再生可能エネルギー・水素といった新エネルギー・農林水産等の分野に係るプロジェクトの推進、企業立地の更なる促進、技術開発を通じた新産業の創出促進、交流人口の拡大、人材の育成、周辺環境の整備を通じ、当該地域の産業復興を引き続き支援することが必要であるとの要望がある。

また、福島ロボットテストフィールド等の拠点施設について、安定的運営のための支援が必要であるとの要望がある。

▶ 事業者・農林漁業者の再建

引き続き、事業再開のための支援や、経営改善、人材確保等に係る支援について、継続が必要であるとの要望がある。

農林水産業については、帰還した方をはじめとする営農再開、森

林・林業の再生、本格的な漁業の操業再開や、販路回復等への支援を継続することが必要であるとの要望がある。また、観光振興の取組に対して引き続き支援が必要であるとの要望がある。

➤ 風評払拭・リスクコミュニケーション等

風評払拭のための情報発信、放射線の状況に応じた環境放射線モニタリング、健康調査、安心のための食品等の検査等について、引き続き支援が必要であるとの要望がある。

➤ 震災復興特別交付税

原子力災害に伴う風評被害対策、子どもの教育環境整備、人材確保対策（職員の派遣、任期付職員の採用等）に係る支援、地方税法・福島特措法等の法律に基づく減収補てんなどについて、継続が必要であるとの要望がある。